



## 様式2(施策)

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・平成24年度税制改正により発電用石炭に係る石油石炭税の免税措置は、適用対象にLNGが追加された上、その適用期限が平成26年度末まで延長となった。国は、この期間中に電気事業者の具体的な取組と併せ電気料金の引き下げ効果等に係る検証を行うこととしているため、県は沖縄電力と対応を協議する必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・沖縄県は、他地域と電力系統が連結されていないとともに、燃料輸送費が嵩み、さらに離島を数多く有するなど、電力供給面の構造的な脆弱性を有している。そのため、電気料金の一部を構成する燃料費低減を図る必要があるが、石油石炭税の免税措置は平成26年度末までとなっているため、平成27年度以降も引き続き免税措置が受けられるために国や電気事業者と措置延長に向けて調整する必要がある。

### Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・平成27年度以降も継続して石油石炭税の免税措置を受けられるよう、平成25年度から、協議先である内閣府及び経済産業省や、電気事業者である沖縄電力と密に措置延長に向けての調整を行うとともに、国の検証に対して県は沖縄電力と対応を協議し、適切に対応する。